

# 白井市計画相談業務ガイドライン

(指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業)

令和4年4月

白井市 障害福祉課

(目次)

1. 「サービス等利用計画」の概要	1
2. 障害福祉サービス利用の流れ	3
3. 「サービスの利用開始日」と「書類の提出期日」	6
4. 「サービスの支給決定の有効期間」と「計画相談の支給期間」	7
5. モニタリング期間の設定	8
6. 障害児通所の調整期間の取扱いについて	9
7. 計画相談支援・障害児相談支援支給要件	11
8. 利用計画書作成時の留意点	12
9. 計画相談業務Q&A	16

## 1. 「サービス等利用計画」の概要

### (1) サービス等利用計画体系

#### ①基本相談支援

相談支援業務の根幹を成すものとして、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

#### ②サービス利用支援（障害児支援利用援助）

障がい者（児）の利用する障害福祉サービス及び障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の作成を行う。

#### ③継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）モニタリング

サービスの利用開始後に、一定期間ごとにその利用状況が適切であるか検証を行い、計画の見直しを行う。

### (2) 対象となるサービス

	利用するサービス	サービス等 利用計画	障害児支援 利用計画
者 (18歳以上)	障害福祉サービスのみ	●	×
	地域相談支援のみ	●	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	●	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	●	×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険制度のサービス	△	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
児 (18歳未満)	障害福祉サービスのみ	●	×
	障害児通所支援のみ	×	●
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	●
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	●	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	●

△必要に応じて提出（市が認めた場合のみ）

●必須提出

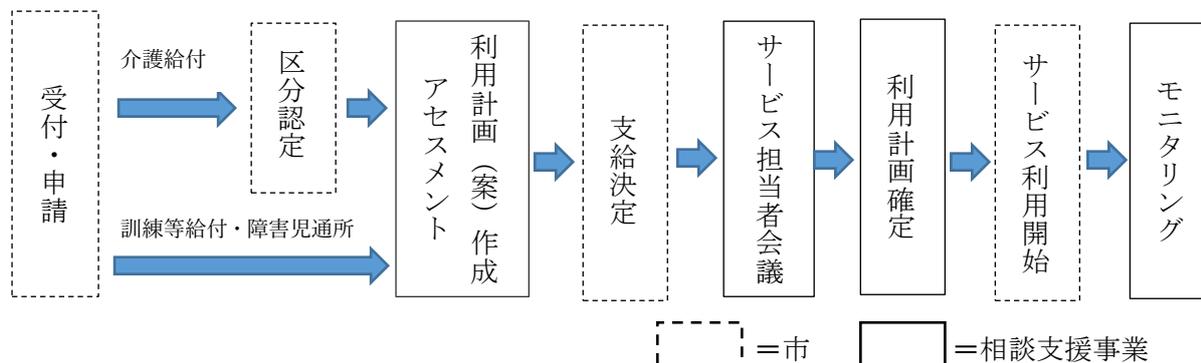
### (3) 介護保険制度におけるケアプランとの関係

介護保険制度のサービスと障害福祉サービスを両方利用する場合、介護保険制度における「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」の作成対象者となる。その利用者が障害福祉サービスの申請を行う場合、計画相談支援の計画案に代えて介護保険制度のケアプランの写しを申請書に添えて市に提出しなければならない（介護保険サービスと障害福祉サービスを包括的にプランニングした内容が記載されているもの。）。

なお、介護支援専門員だけで包括的なケアプランを作成するのが困難な場合（以下の※障害福祉サービス）で、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、計画相談支援の支給決定を行う場合があるが、併給の必要性がある場合には、市へ事前に相談が必要。

※（例）行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等

## 2. 障害福祉サービス利用の流れ



### (1) 相談支援事業者のアセスメント

- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行わなければならない。
- ・相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

### (2) サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）

- ・相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。
- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。
- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。

### (3) サービス担当者会議

- ・相談支援専門員は、支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のためにサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催（ウェブ会議システム等の情報通信機器等の活用も可能）により、**当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、各担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。**
- ・本会議は、情報や課題の共有、本人のニーズの確認とサービス提供内容・提供量の適合性の確認、支援チームの一員としての意識醸成、地域の支援者間でのネットワーク構築等の点で有効であり、原則実施しなければならない。しかし、利用者・サービス事業所の都合等によって開催できない場合には、サービス担当者にFAXや電話等でサービス等利用計画案の説明や意見交換を行って専門的な意見を求め、その内容を記録に残す。会議等の記録は、市へ提出の必要はないが、5年間保存しなければならない。

### (4) サービス等利用計画（障害児支援利用計画案）

- ・相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、**文書により利用者等の同意**を得なければならない。
- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

### (5) 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

- ・相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行わなければならない。
- ・相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、期間ごとに利用者の**居宅等を訪問し**、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

【市への提出が必要な書類】

支給決定プロセス		利用者から市へ					相談支援事業所から市へ							
		福祉サービス支給申請書	福祉サービス支給変更申請書	収入申告書（者…手帳の写しや年金額等わかるもの）	受給者証	計画相談支援支給申請書	計画相談支援依頼（変更）届出書	相談受付票（基本状況）	訪問票（一次アセスメント）	サービス等（障害児支援）利用計画（案）・週間（案）	サービス等（障害児支援）利用計画・週間	モニタリング報告書	基準日数超過の理由書	サービス等調整会議事録
①支給決定前	新規	●		●		●	●	●	●	●			○	△
	変更		●		●					●			○	△
	更新	●		●	●	●		●	●	●		●	○	△
②支給決定後											☆			
③モニタリング	特に変更がない場合											△		△
	サービスの種類や量の変更		●		●					●		●	○	△
	受給者証の内容に影響のない軽微な変更											△		△
	モニタリング期間の変更（事前に市の許可が必要）				●							●	●	△

※●必須提出、○該当する場合提出、△必要に応じて提出（市より求めた場合のみ）、☆内容に変更があった場合のみ提出。

### 3. 「サービスの利用開始日」と「書類の提出期日」

#### (1) サービス利用開始日の目安

- ① サービスの利用開始日は、原則として申請締切月（計画案締切月）の翌月1日から。  
（障害支援区分の認定が必要な場合は、支援区分の認定月の翌月1日から）
- ② 新規「訓練等給付、障害児通所の利用希望者」等が早急にサービスを利用したい場合は、計画案の提出後、概ね1～2週間。

#### (2) 市への計画（案）提出期日

サービス利用開始予定月の前月5日（土日祝日の場合は、翌営業日）までに市に「サービス利用計画（案）」を提出。

#### (3) 更新手続き

原則として、支給決定期間終了日の2ヶ月前前に利用者に対して市から更新案内を送付。利用予定月の前月の20日（土日祝日の場合は、翌営業日）までに、受給者証を市から利用者に交付。

※更新の際の最終月のモニタリングについては、計画（案）作成の時間を確保する為、一ヶ月前倒しで行った場合も最終月に行ったものとしてみなす。（請求は最終月に行ったものと同じタイミング）

#### (4) 確定計画の提出

- ① 計画案から修正・変更があった場合  
市へ計画を「書面」で提出。
- ② 計画案から修正・変更がない場合  
市への提出は不要。

#### 4. 「サービスの支給決定の有効期間」と「計画相談の支給期間」

サービス等利用計画等の事務が集中する月が生じないようにするため、原則として以下のルールで支給決定することで平準化を図る。

- ① 児童（就学児）は誕生月まで（1年以内）
- ② 18歳を迎えた者は、最初の3月31日まで
- ③ その他は支給決定月から1年後の月まで

※複数障がい児や他サービスの利用者で平準化をすることが相応しくない場合は、その他の支給決定期間で設定することも可能とする。

#### 【各サービスの支給決定の有効期間等】

サービスの種類		支給量の単位	標準更新時期	有効期間（最長）
介護給付	居宅介護※、重度訪問介護、同行援護、行動援護	時間 / 月 (30分単位)	申請月 (施設入所・ 共同生活援助 は、6月末切 り替え)	1年
	重度障害者等包括支援	単位 / 月		
	短期入所	日 / 月		3年
	療養介護、生活介護、施設入所支援			
訓練等給付	共同生活援助、就労継続支援A型	日 / 月		50歳未満1年 50歳以上3年
	就労継続支援B型			
	就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、宿泊型自立訓練			1年
地域生活支援事業	移動支援	時間 / 月 (30分単位)		1年
	日中一時支援、訪問入浴	回 / 月		
	地域活動支援センター	日 / 月		
地域相談支援	地域移行支援		1年	
	地域定着支援			
障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	日 / 月	誕生日月	1年

※通院等乗降介助の支給量の単位は、「回 / 月」

## 5. モニタリング期間の設定

### (1) モニタリング期間の取り扱い

モニタリング期間については、「申請者の心身の状況」や「総合的な支援の方針」等に加えて、指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の計画作成担当の提案を踏まえて、個別の対象者ごとに決定する。（※支給決定の最終月は必ずモニタリングが必要。）

計画作成を担当する相談支援専門員は、以下の標準的な期間を参考に、モニタリングの頻度等についての提案を、**計画案の備考欄**に記入しなければならない。

### (2) モニタリングの標準的な期間

利用しているサービスの内容	標準期間
新規サービス利用者	1月ごと
著しくサービスの内容等に変更があった者	利用開始(変更) から3月のみ
在宅の障害福祉サービス・障害児通所支援等	
集中的支援が必要なもの	1月ごと
居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月ごと
生活介護、就労継続支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援、共同生活援助（日中サービス支援型を除く）	6月ごと ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月ごと
施設入所等	
障害者支援施設、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	6月ごと

※標準外でのモニタリング設定が必要な例

- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・生活習慣改善等の集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・単身者、複合的な課題を抱えた世帯に属する者、医療観察法対象者、犯罪をした者等
- ・学齢期の長期休暇や未就学児等、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・医療的ケア児、強度行動障害児者、被虐待者又は、その恐れのある者等

### (3) サービス支給決定期間等が1年未満になる場合のモニタリング設定

最終月から遡って標準期間で設定する。「新規サービス利用者」「著しくサービスの内容等に変更があった者」は、さらに利用開始(変更) から3か月のみ1月ごとで設定する。

## 6. 障害児通所の調整期間の取扱について

障害児通所支援の支給決定期間の更新時期が、3月に集中しているため、更新時期の平準化に加え、調整期間を設け以下のとおり取り扱い、業務負担の軽減を図る。

### (1) 相談支援事業所の業務負担軽減

#### ① 手続き時から誕生日月までの支給決定期間が1年間未満となる場合

新規、更新、変更時に誕生日月に支給決定期間の調整を行うことにより、通常の1年間より支給決定期間が短くなるため、調整期間中の支給量及びサービス種類の変更がない場合については、調整期間+標準期間を併せた計画を作成するものとし、支給決定期間調整後の更新に限った対応として、新たな利用計画案の提出を不要とする（セルフプランから計画相談へ切り替える際に1年に満たない場合も、同様に調整期間として扱う。）。

### (2) 平準化に伴う利用者の申請手続きの簡素化

利用者によっては、平準化により短期間で更新手続きが必要になることから、誕生日月で支給決定期間を調整する際に、更新時の申請書を併せて受け付けることも可能とする（日数等変更する予定がない場合に限る。）。

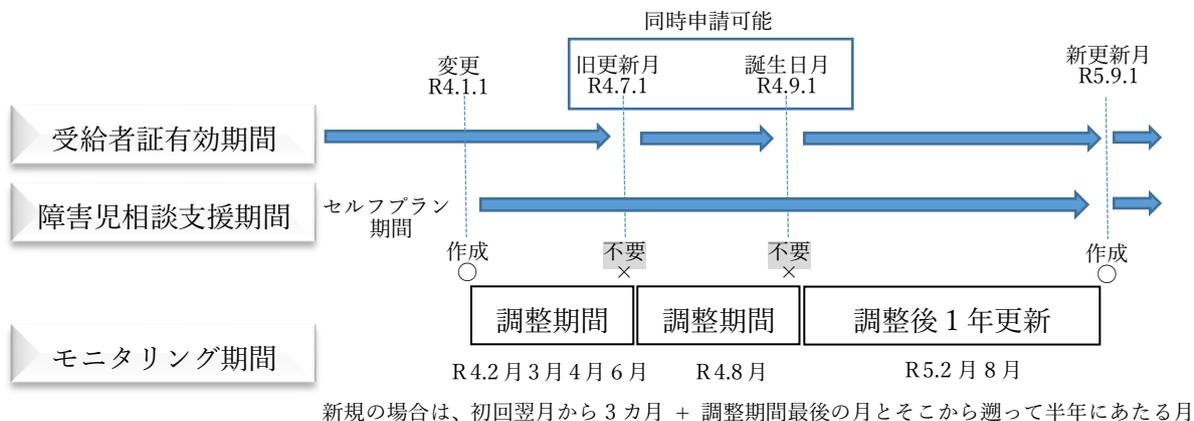
また、更新時の課税年度が変わらない場合は、有効期間の異なる2枚の受給者証（調整期間中と通常期間）を一括して作成し、対象者あてに送付するものとする（支給決定日が7月1日を跨ぐ申請は、それぞれの課税年度で支給決定を行う必要があるため、課税確定前に支給決定することができず、同時に支給決定不可）。

#### 【参考】

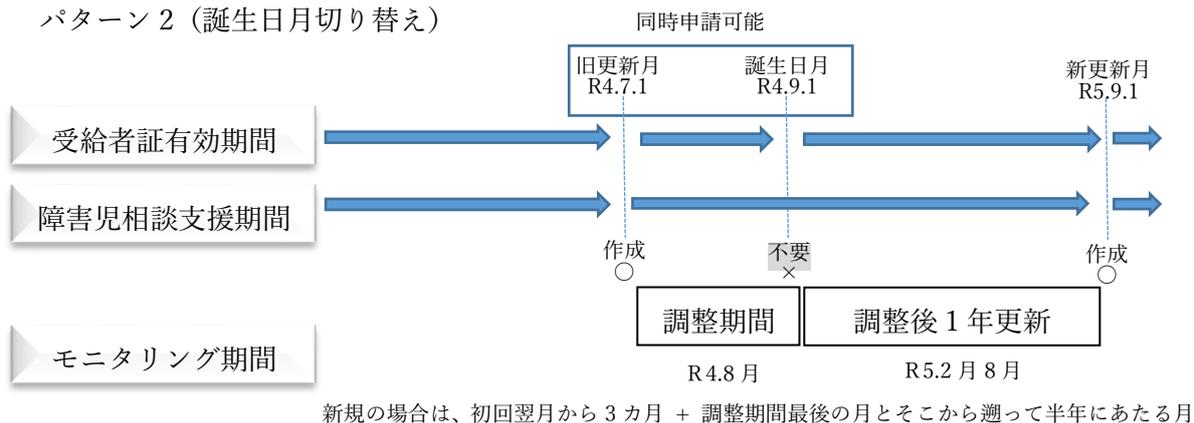
利用者負担適用期間の始期	所得区分判定時の課税年度
6月末以前	前年度
7月1日以降	今年度

【例：誕生日が8月で、受給者証期限が6月末になっている更新者の場合】

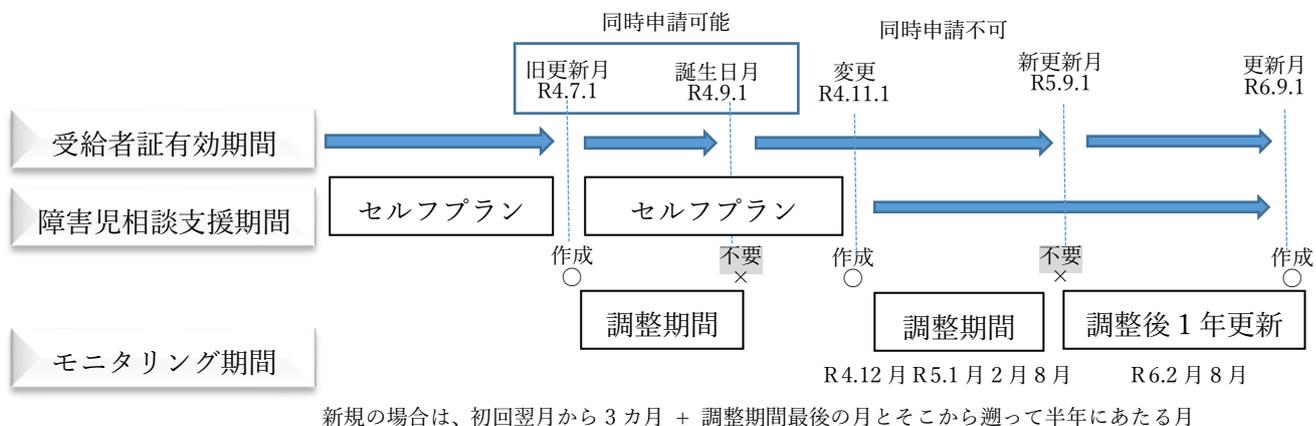
パターン1（セルフプランから切り替えと誕生日月切り替え）



パターン2（誕生日月切り替え）



パターン3（誕生日月切り替え後にセルフプランから計画相談切り替え）



## 7. 計画相談支援・障害児相談支援支給要件

(1) 計画作成（指定サービス利用支援費等の報酬算定要件）

以下のいずれかを満たさない場合には、所定単位数の算定不可。

- ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等
- ② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障がい児の保護者の文書による同意
- ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障がい児の保護者及び担当者への交付
- ④ サービス担当者会議等の開催（ウェブ会議システム等の情報通信機器等の活用も可能）による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（会議が開催できない場合は、文書による照会等での意見聴取でも可能）

(2) モニタリング（指定継続サービス利用支援費の報酬算定要件）

以下を満たさない場合には、所定単位数を算定不可。

- ① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障がい児の保護者への面接等

(3) 計画相談給付費の発生タイミング

市から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議等を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点。

(4) サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の請求

サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、同一の対象者に対して、同一月に複数回行ったとしてもどちらか一方のみの算定。

なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリングで行っているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援は算定せず、サービス利用支援費のみの請求となる。

例外的に、体験利用を行うための支給決定等を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行う等の場合は、併給可能となることもあるが、例外的な対応となる為、事前に市に確認が必要。

## 8. 利用計画書作成時の留意点

### (1) 基本的な考え方

必要以上の過剰な支援を行うことは、本人や家族のエンパワメントを阻害するおそれがあるほか、限りある資源において、重度障がいのある者児が、必要なサービスを使えない状況に陥ってしまう場合がある。

市の支給決定は、適正かつ公平に行われるべきであり、そのためには、相談支援専門員による的確なアセスメントとサービス等利用計画案の作成が極めて重要となる。また、更新にあたっては、モニタリング等で生活状況等を確認し、目標の達成状況に合わせて計画を見直さなければならない。

#### <児童発達支援の役割>

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。

#### <放課後等デイサービスの役割>

障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供するものである。

#### <保育所等訪問支援の役割>

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するものである。

### (2) 障害児通所給付費等の支給決定

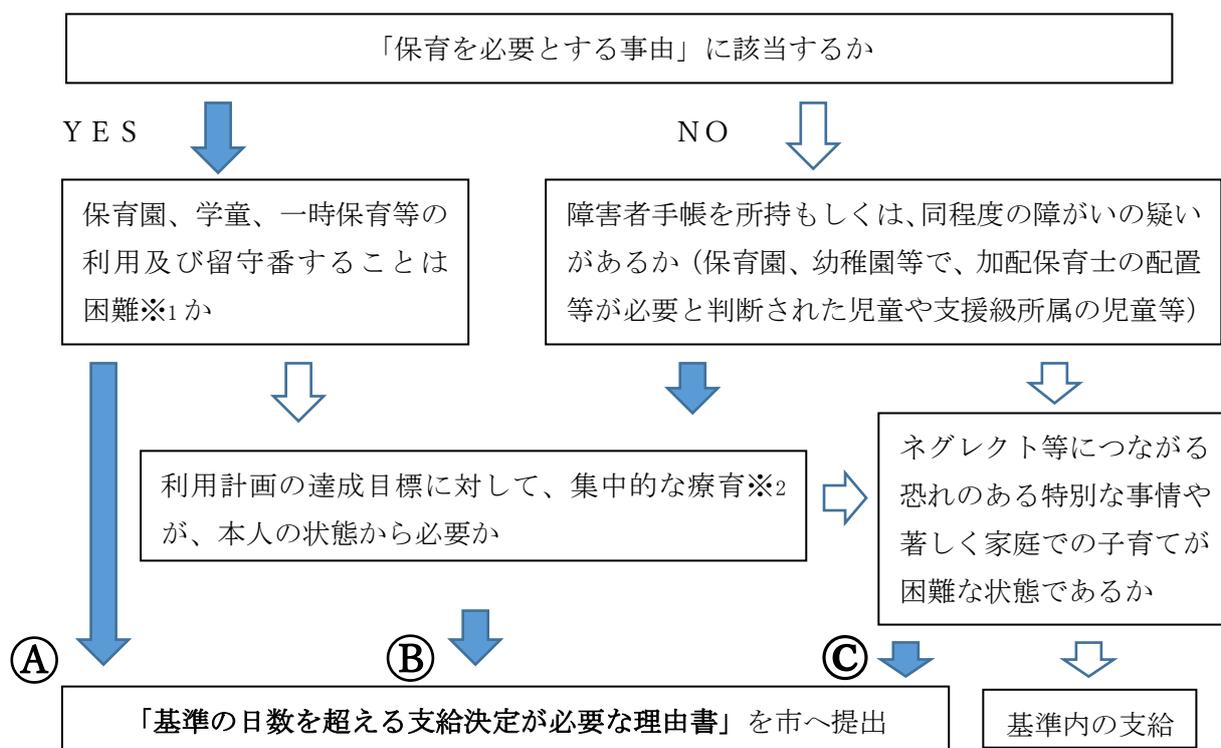
「白井市障害児通所給付費等の支給決定基準」

障害児通所支援	1月の基本となる支給日数
児童発達支援	月10日
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	月2日

【保育を必要とする事由】

- ① 就労（1日4時間以上かつ月11日以上勤務）
- ② 妊娠、出産（出産日から数えて57日目が属する月の末日まで）
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である

【基準以上の支給日数必要性の確認フローチャート】



※1 保育園、学童等の利用及び留守番の困難とは、申込もしくは実際に利用した上で、安全面の確保等の理由から利用できない場合や留守番することが一般的に困難な年齢（小学校低学年以下）、安全面の確保ができない場合、障害特性上著しく心情等に影響を及ぼす恐れがある場合等を指す。

※2 集中的な療育とは、達成目標に対して基準内の支給日数では、定着や改善等が困難であり、短期的にまとまった療育を行うことで目標達成が見込める場合等を指す（基準の超過は一定期間のみを原則とする。）。

(3) 計画作成上求められる視点 (チェック項目)

- ① エンパワメント・アドボカシーの視点で計画が作成されているか
- サービスの内容や支給量が、本人の主体性や自立性 (自律性) を損なうものとなっていないか。
  - 本人のもつストレングスが活用され、さらに引き出される計画になっているか。
  - 本人の意思を出来るかぎりくみとっているか。
  - 自尊心を保ち、自由な自己決定が行えるような支援関係が構築されているか。
  - 本人の権利擁護を意識した計画となっているか。
- ② 的確な目標が設定され、モニタリングされているか
- 本人・保護者・サービス事業者・相談支援専門員が共に取り組むことができ、かつ客観的に達成状況が評価可能な目標が設定されているか。
  - 本人または保護者が理解でき、かつ意欲の向上につながる目標となっているか。
  - 目標とニーズに沿ったモニタリングがなされているか。
  - モニタリングによって、本人または保護者がニーズや発達の変化を把握できているか。
- ③ 地域とつながりのある計画となっているか。
- 障害福祉サービスだけではなく、地域の多様な社会資源が計画に盛り込まれているか。
  - 本人や世帯と、住み慣れた地域のつながりがみえる計画となっているか。
- ④ サービスの種別・支給量等は適切であり、中立・公平性が保たれているか。
- 利用開始時、本人や保護者に、複数のサービス事業者を紹介し、特徴を説明できているか。
  - 紹介する事業者が特定の法人に偏っていないか。偏っている場合、理由が明確か。
  - 利用開始時、サービスの種別や支給量は、ニーズや発達の変化に応じて変更されるものであることを説明しているか。
  - 現在のニーズや発達に応じたサービス種別となっているか。過大・過小な支給量となっていないか。
  - サービス種別や支給量について、本人・保護者・市に根拠をもって説明できるか。
  - 同じような障がいや生活状況にある他の利用者と比較して、過大・過小な支給量となっていないか。過大・過小な支給量となっている場合、合理的な理由を記載しているか。

参考資料：

『障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業報告書』平成 23 年 3 月 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会発行

『平成 26 年度支給決定・計画作成マネジメント調査事業報告書』平成 27 年 3 月 みずほ情報総研株式会社発行

## 計画相談業務Q&A 令和4年4月1日現在

### Q1

サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。

A. サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は管理者の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメント・モニタリングの実施
  - ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画等の説明
  - ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への質問・意見の聴取
- である。

その他の補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等）については、各業務に対する習熟度等も勘案したうえで、管理者の判断に基づき事業所において補助職員に行わせることも可能。

### Q2

児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

- ①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
- ②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでよいか。

A. 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

Q3

「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の違いは何か。

A. 【サービス等利用計画】

作成者：指定特定相談支援事業所の相談支援専門員

内容：総合的な援助の方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや利用頻度について検討し、作成するもの。

その他：福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置付けるよう努める。

【個別支援計画】

作成者：サービス提供事業所のサービス管理責任者

内容：サービス等利用計画における総合的な援助の方針や解決すべき課題等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するもの

その他：サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

Q4

サービス等利用計画案・計画（確定版）に記載する項目として省略できないものは何か。

- A. ・利用者及び家族の生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
  - ・生活全般の解決すべき課題
  - ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
  - ・福祉サービス等の種類、内容、量
  - ・福祉サービス等を提供するうえでの留意事項
  - ・市に対するモニタリング期間の提案
  - ・提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期
  - ・福祉サービス等の利用料（確定版のみ）
  - ・福祉サービス等の担当者（確定版のみ）